



# 自己負担割合 は年齢と所得で異なります。

小学校入学前

2割



小学校入学後  
～69歳まで

3割



70歳以上  
75歳未満

2割

現役並み  
所得者

3割



## 現役並み所得者

同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。  
ただし、下記の条件①～③のいずれかを満たす場合は申請により「一般」区分と同様になります。

- ①70歳以上の被保険者が1人で、被保険者の収入金額が383万円未満。
- ②70歳以上の被保険者が2人以上で、被保険者の収入金額が520万円未満。
- ③70歳以上の被保険者が1人で、同一世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した人がおり、その移行した人と合計した収入金額が520万円未満。

- 平成27年1月以降新たに70歳となった国保被保険者のいる世帯のうち、基礎控除後の「総所得金額等」の合計金額が210万円以下の場合、「一般」の区分と同様になります。

# 70歳以上75歳未満の人の所得区分

同じ世帯の世帯主および国保加入者が住民税非課税である

いいえ

同じ世帯に住民税課税所得（調整控除が適用される場合は控除後の金額）が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保加入者がいる

はい

同じ世帯の70歳以上75歳未満の国保加入者の「基礎控除後の総所得金額等」の合計額が210万円以下

いいえ

同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が

2人以上

収入合計

520万円未満

1人

収入

383万円未満

はい

いいえ

はい

いいえ

同じ世帯に旧国保加入者（国保から後期高齢者医療制度に移行した人）がいる

はい

いいえ

はい

はい

旧国保加入者を含めた収入合計が520万円未満

申請が必要

いいえ

課税所得  
690万円以上

課税所得  
380万円以上

いいえ

はい

はい

いいえ

現役並み  
所得者Ⅲ

現役並み  
所得者Ⅱ

現役並み  
所得者Ⅰ

一般

低所得者  
Ⅱ

低所得者  
Ⅰ

同じ世帯の各所得が、必要経費・控除（公的年金は控除額80万円。給与所得がある場合は給与所得から10万円を控除）を差し引いたときに0円になる

いいえ

はい